



令和7年10月3日（金） 第10337号

目次

ページ

告 示

- 土壌汚染対策法による区域の指定（環境保全課） 2
- 道路の供用開始（道路管理課） 2

訓 令

- 行政県税事務所及び自動車税事務所県税事務検査規程の一部を改正する訓令（税務課） 3

公 告

- 都市計画道路変更の県原案（都市計画課） 4
- 公聴会の開催（同） 4
- 開発工事の完了（建築課） 5

落 札

- 落札者等の決定（管理総合事務所） 5

■ 告 示

◎群馬県告示第210号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次の通り指定する。

令和7年10月3日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 指定する区域 安中市松井田町人見字大宮551番20の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

◎群馬県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	南新井前橋線	北群馬郡榛東村大字新井字下新井3334番の6地先から同郡同村大字同字雛子3190番の4地先まで	令和7年10月3日

■ 訓 令

群馬県訓令甲第八号

総 務 部
行政県税事務所
自動車税事務所

行政県税事務所及び自動車税事務所県税事務検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十月三日

群馬県知事 山 本 一 太

行政県税事務所及び自動車税事務所県税事務検査規程の一部を改正する訓令

行政県税事務所及び自動車税事務所県税事務検査規程（平成十七年群馬県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

■ 公 告

高崎都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和7年10月3日

群馬県知事 山 本 一 太

都市計画道路中3・4・18号高崎前橋線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 の 線 数	幅 員	地表式の区間における構造等との交差の構造	
幹線道路	3・4・18	高崎前橋線	高崎市寺尾町字片羽	高崎市日高町字江田境	高崎市飯塚町	約8,390m	地表式	4車線	20m	J R 上 越 新 幹線、高崎線、八高線及び私鉄上信電鉄と立体交差 関越自動車道と立体交差 幹線道路国道17号と立体交差 幹線道路と平面交差11箇所	
	車線数の内訳		4車線			約7,160m					
			6車線			約1,230m					

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、高崎都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和7年10月3日

群馬県知事 山 本 一 太

- 開催期日及び場所 令和7年10月30日（木）午前10時から 高崎合同庁舎3階302会議室
- 作成しようとする都市計画の案 高崎都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課において、令和7年10月3日（金）から同月17日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和7年10月17日（金）までに下記に到着するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課

- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所、高崎市都市整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654
別記様式

高崎都市計画道路の変更(3・4・18号高崎前橋線の変更)に関する公述申出書

年 月 日

群馬県知事 山本 一太 あて

令和7年10月3日付け群馬県報に登載された高崎都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

- | | | | | |
|---|-------------------------------|----------|----|------------|
| 1 | 公述申出人 | 住所
氏名 | 年齢 | 電話番号
職業 |
| 2 | 都市計画案に係る利害関係(関係市町村の住民等は、記載不要) | | | |
| 3 | 意見の要旨(別紙のとおり) | | | |

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年10月3日

群馬県知事 山本 一太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字上之手1536-21、1536-25	高崎市大沢町133番地1 シャトルコンフォール213号 石井拓夢、石井里奈

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和7年10月3日

群馬県管理総合事務所長 久保田 育 男

- 落札に係る特定役務の名称 管理総合事務所発電計画関連業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県管理総合事務所 群馬県前橋市大渡町一丁目10番7号
- 落札者を決定した日 令和7年9月17日
- 落札者の名称及び所在地 株式会社データベース群馬営業所 群馬県渋川市金井1228-12利根里木2M号棟

- 5 落札金額 28,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和7年7月29日